

北海道障がい者施策推進審議会 医療的ケア児支援部会設置要綱

(目的)

第1条 北海道障がい者施策推進審議会条例(昭和46年条例第20号)第3条第2項に基づき、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう必要な方策について調査審議するため、専門委員を置き、「北海道障がい者施策推進審議会医療的ケア児支援部会」を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、医療的ケア児の支援方策に関することを検討する。

(構成)

第3条 部会は次に掲げる者(審議会委員、専門委員)で構成する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 障がい者
 - (3) 医療的ケア児支援者
- 2 部会に部会長を置き、部会委員の互選によって選出する。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその任にあたる。

(会議)

第4条 部会は部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会委員以外の者の出席者)

第5条 部会は必要に応じて、部会委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、保健福祉部障がい者保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。